

規制改革会議
第1回 貿易タスクフォース
議事概要

1. 日時：平成 19 年 10 月 12 日（金）10:00～11:00
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 3 共用会議室
3. 議事：原産地規則 原産地証明発給制度について
 - （1）非特惠原産地証明発給手続の実態調査結果について
 - （2）スイス E P A 交渉における原産地規則・原産地証明発給制度の検討状況について
（自己証明制度導入の検討状況）
4. 出席者：
 - （関係省庁）

経済産業省通商政策局経済連携課長	田中 繁広氏
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室長	鈴木 啓之氏
 - （商工会議所）

日本商工会議所国際部長	山田 清 氏
東京商工会議所共済・証明事業部証明センター所長	赤木 剛 氏
大阪商工会議所国際部証明センター所長	麻野 良二氏
 - （規制改革会議）
有富委員、中条委員

5. 議事概要：

有富委員 おはようございます。定刻になりましたので、規制改革会議の「貿易タスクフォース」を始めさせていただきたいと思います。

皆様にはお忙しいところを御足労賜りまして、まことにありがとうございます。ただいま「貿易タスクフォース」と申し上げましたけれども、前は「国際連携タスクフォース」という名前だったのですが、実は、第7回規制改革会議の本会議におきまして、当タスクフォースはもともとの「国際経済連携タスクフォース」を「貿易タスクフォース」と、これは物の移動の分野ですね、それから、人の移動の分野につきましては「海外人材タスクフォース」という形で2つに分けまして、今回、名前が変わったのですけれども、中身は全然変わっていないので、よろしくお願ひしたいと思います。こちらのメンバーも変わらず、私と中条先生と、本日は欠席ですが深川専門委員の3人で担当させていただくということでございます。

それで、当規制改革会議は、年末に首相の諮問に応じた第2次の答申を公表すべく検討を進めておりますが、本日は議事次第にございますように、原産地規則・原産地証明発給制度について、経済産業省さんと意見交換をさせていただくという集まりでございます。

なお、本日の議事録及び配付資料は、いずれも後日、当会議のホームページ上で公開する取扱いとさせていただきたいと思っております。

それでは、早速、時間がありませんので、議事に入っていきますけれども、今日は二部構成になっておりまして、第1部としては、第1次答申にて経済産業省さんに調査をお願いいたしました非特惠の原産地証明発給手続の実態調査について、その経過報告をお願いしたいと思います。これは大体30分以内で終了させていただいて、次に移り、両方合わせて1時間ということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、調査の結果をお話いただくことにしたいと思います。

田中課長 私どもの方は、ユーザーへの調査という依頼ございましたので、手短にその結果を御報告させていただきます。

商工会議所への発給申請件数の多い一般ユーザー33社を選んで調査票をお送りして、私どもの方で回収して行った調査でございます。18社から回答を得ております。

中身に入っております。2ページ目でございますけれども、全体の輸出件数のうちの程度非特惠の原産地証明書を添付しているかを尋ねました。結果はばらばらでございますけれども、押し並べて25%以下という回答が一番部類としては多い。これは業態、扱っている製品の種類、マーケットの状況によって全然違ってまいりますが、大体半分以下に大体収まっているということかと思っております。

3ページ目は、非特惠の証明書は一体どうして要求されているのか、何故必要なのかということ複数を回答可能としてお聞きをした結果でございます。輸入国の税関に提出するという答えは半分程度でございます。むしろ輸入者の方から要求があるからという方が97%、L/C、レター・オブ・クレジット上の要求ということで、輸出代金の回収をする手続として銀行から求められるからという方が80%ということでした。非特惠原産地証明書はかなりの部分、その比較だけで見ましても、いわゆる通常の税関とか通関の問題の外のところで要求されているのが実態としてあるようでございました。

4ページ目でございます。こういった原産地証明書の発給申請業務が今後増えるのか、あるいは減るのかという見込みについて問を投げかけました。ここは割ときれいに回答が分かれました。最近、インドや中国が、原産地証明書を求めることが多いものですから、そういった国への輸出を特に見込んでいるところは「増える」という回答もございしますが、むしろ現地での部品調達が増えていくので減るという回答もございします。また、EPAが締結されますと、勿論、今度は特惠のルールの方に移行してまいりますので、EPAの原産地証明書が必要になります。そうすると非特惠の原産地証明書は不要になるかもしれないといったお答えもございました。それから、どうなるかわからない、あるいは余り変わらないという回答もございまして、余り明確な方向性は見えてまいりませんでした。ただし、多分これは後ほど御報告あると思っておりますけれども、長い趨勢として非特惠原産地証明書の発給件数はやや減り気味ということもあるので、長期的に増えるというような御回答はなかったというのが私どもの受け止め方でございます。

5 ページ目が原産地証明書の事務手続を社内的に現にどう処理しておられるのかを聞いた結果ですけれども、当該業務を自社でやられずに他外部委託をされているところなども当然でございます。

それから、結構多かったのが、社内システムの非特恵の原産地証明書の申請書類作成がきっちり組み込んであって、そのシステムの中で自動的に書類として整ってくるという対応をしているところが大分あるようでございます。

勿論、物理的に商工会議所の窓口を持って行って非特恵原産地証明書を受け取るということをやっておりますが、例えば案件が多いところなどは、申請のついでに前回申請した証明書が発行されていれば受け取ってくるというように、非常に手際よく対応しておられるところもありました。基本的に通常の営業部門や貿易関係の部署で、業務の一環として行っているということで、証明書の申請、受取のために専属で何人作業しているということではないというのが全体的な印象でございました。

それから、6 ページのところでは、申請の電子化そのものについて御要望があるかどうかをお聞きしました。賛成と回答した社、18 社中 10 社でございます。一方、反対と回答したところは 8 社ございました。

実は、必要と回答された方のコメントを一個一個読んでまいりますと、手放しというか、ただ必要とされているところが 1 社だけでございます。他の回答者は資料にも書いておりますけれども、現実にはやはり肉筆の署名を求められるところがある点を懸念しています。中東が一番代表的によく上げられていますけれども、それ以外にも、レター・オブ・クレジットの要求、つまり、銀行等の決裁手続の関係で肉筆のサインがないと受け取ってもらえないところがあって、どうしても肉筆サインによる原産地証明書は必要であるとのことでした。ですから、仮に電子化するとしても、従来の窓口での手続きと両方必要になるのではないかと、それがいいのかどうかという御指摘もございました。

それから、原産地証明書以外にも、貿易書類としてサイン証明とか、インボイス証明といったものが実務的にはあわせて必要になるようで、商工会議所さんで発給されているのだと思いますが、こういったその他の証明も含めて、関係する証明書の申請手続きが全部同じ方法にならないと、余り意味がないという御指摘がございました。

また、当然ですけれども、発給時間を短縮できれば非常に歓迎だということ、コストアップはやはり困るのだということは明確に御指摘がございました。

逆に必要ないという回答では、非常に率直に、そもそも必要性を感じない、今、順調に回っている、余り負担に思っていないというところのほか、条件として肉筆署名とかがあから、逆に原産地証明書だけ電子化されても困るといった意見がございました。ですから、同じ問題意識を持っていても、賛成だけでも条件があるというふうにとらえるか、それ故に反対するといった異なる御意見になっているようでした。また、社内のシステムとの関連は指摘されるところが多くて、社内のシステムを変更すると、具体的に 1,000 万円以上かかるので困るとか、現在の手続きをどこかで合理化されると、どうしても対応す

る部分が出てきてしまうということなのかも知れませんが、非常に生々しい指摘などもありまして、トータルコストということユーザーの皆さんはかなりお考えの上で必要ないという判断をされているようです。今の実務というものを踏まえて意見が分かっているのかなというのが私どもの調査結果についての総じての受け止めでございます。

調査については以上でございます。

有富委員 ありがとうございます。どうぞ。

山田部長 日本商工会議所の山田です。先ほどの経済産業省さんの調査と異なり、調査対象は、全国 517 の商工会議所でございますが、一部ダブるところがあると思いますが、基本的にはダブらない形で説明させていただきたいと思っております。

517 の会議所に対して定例的に調査を実施していますが、今年は特に追加調査を 8 月 27 日に実施しまして、その結果も交えて説明致します。ポイントは、原産地証明書がペーパーベースであるということ、すなわち電子化に会議所はどう向かっているかというような問題。それから、利便性が悪い、つまり発給手数料が高い、発給が遅いといった指摘に対して、実態はどうかという点であると理解しておりますが、これらの点について、調査でおのずから浮かび上がってくるだろうと思っております。また、追加的にも御説明したいと思っております。

御存知かどうかわかりませんが、全国の商工会議所は 517 ありまして、それぞれが独立した組織、団体になっていまして、日商はその連合体であるわけです。したがって、それぞれの会議所がこの事業をやるかやらないか、あるいは料金をどのくらいに設定するかというのは、それぞれの会議所の裁量に任せられております。

そういう前提で、実施状況の 1、1 ページの上の方を見ていただきますと、全国 517 のうち 344 か所、66.5% の商工会議所でこの事業を実施しているという回答になっています。

次に、証明の種類と発給件数でございますが、全国で貿易証明全体の総計は約 80 万件、このうち、日本産の原産地証明は 58 万 5,000 件という数字になっています。

その下のデータを見ていただきますと、ここ数年、即ち、平成 14 年からは微増傾向にあるということが出ていますけれども、その要因としては、先ほどのお話にありましたように、中国、インド、香港、ベトナム向けの発給件数が増えているということでございます。

ちなみに、東京商工会議所におきましては、これらの 4 か国及び地域向けの発給件数が約半分、50% となっています。大阪商工会議所においてもほぼ同様の傾向になっております。

ただし、6 ページ、7 ページの表、グラフを見ていただきますと、長期的に見ますと、東商の場合は昭和 58 年以降のデータが載っていますが、発給件数は減少傾向にあると言えます。大商は平成 4 年からのデータを載せていますが、これも長期的に見ますと減る傾向にあります。東商の場合は昭和 58 年のピークに比べまして現在は 10 万件以上減っております。

それから、登録手数料とか発給手数料、お金の問題について触れますと、企業が会議所

から貿易証明を取得するためには、まず企業の実在確認、それからサイナーとかサインの登録、誓約書、こういうもののために事前に登録の手続きをしてもらうことになっております。そのための手数料、すなわち登録手数料は2ページの3ですが、会員に対して無料としている商工会議所は全体の4分の3、非会員についても無料としている会議所は3分の1となっております。実は商工会議所は会費で運営されている関係上、会員と非会員に若干差をつけているということでございます。

次に、発給手数料については、ほとんどの会議所が1件当たり、会員向けには2,000円未満、また非会員向けには3,000円未満という手数料を設定しております。

それから、手数料の収入でございますけれども、3ページの5の ですが、これはあくまで発給のためのコスト、即ち人件費や研修費、事務所費、光熱費などのコストを考慮しないグロスの収入ですが、1会議所当たりの発給手数料の収入は10万円未満の商工会議所が約半数となっております。これは日本産の原産地証明、5の についてもおおむね同様となっております。

それから、6の人員体制については、証明関係の担当者が2人以下の商工会議所が約70%でありまして、兼務の形をとっているところがほとんどで、他の業務と案分した場合の担当者数は1人未満の会議所が300か所、87%に上っております。

発給に要する時間については、1時間以内と回答した会議所が294か所、全体の85%となっております。

6ページ以降は、東商と大商における発給の現状ですが、発給件数については、東商が全国の約半分、50%を占めています。大商は全国の約20%でして、東商と大商で7割に上っているということです。ただし、長期的に見ると、先ほどのとおり漸減傾向にあるということでございます。

それから、11ページ、12ページの東商、大商における発給体制、すなわち人員の数、手続などですが、発給の制度及び手続のフローにつきましては、日商の方で平成11年に全国統一のシステムを制定しました。認証規定及び標準事務処理要領を設定しまして、これに基づいておりますので、基本的には同じような制度、フローになっております。

次に、発給申請の際に提出を求めている資料、これは12ページの中ほどに記載されておりますけれども、これも全国共通になっていまして、記載済みの非特恵の原産地証明書、コマーシャルインボイス、証明依頼書という3点セットであります。典拠書類としては、現在では基本的にはコマーシャルインボイスのみというふうに簡素化しております。その他特殊な場合については、別途典拠書類をいただいております。

また、審査項目、審査内容についても、13ページに記載のとおりです。

それから、焦点の電子化の話でございますけれども、電子化という場合に、では電子化とは何だということで分けしますと、一般的には申請段階における電子化、即ち申請を電子的に実施する。それから、これに加えて、発給も電子化する。更に、通関、銀行決済、船積み、保険、こういうところも全部関係しますが、貿易システム全体を包含した電子化

ということが考えられまして、先ほど経済産業省の企業向けアンケートでも明らかですが、企業にとってはデータ入力の重複を避けるという省力化、これはメリットとして挙げられる。それから、これがコストダウンにつながるということで、企業にとっても、それから、発給サイドの会議所にとっても審査が容易になる、あるいは審査の履歴の管理が容易になるというような利点が一応は考えられます。

一般的に世の中全部、電子化の方向にありますので、将来的には避けて通れない道であると認識しております。ただし、現在、今すぐ電子化に踏み切れる状況にあるかということ、必ずしも状況は整っていないと思います。先ほどの調査でも、企業サイドから見て、電子化に反対、あるいは必要性を感じないという企業、また、賛成でも附帯意見を述べていたところが多数ございます。ここが私はポイントではないかと思えます。

それから、こういった企業サイドの意見、状況に対応して、発給サイドの会議所についても、企業が懸念するように、すなわち肉筆署名が必要だと言われた場合に、申請を電子化しても、ペーパーベースと電子ベースとダブル・トラックにならざるを得なくて、事務コストの削減には必ずしもつながらないということが考えられます。

また、システムの開発費用、保守費用は相当かかるわけですけれども、これは全体の発給手数料を下げるべきという大命題に対してはマイナスの要因になるのではないかと考えております。

もし貿易システム全体の電子化ということになると、税関など、相手国の政府当局、それから、銀行決済では相手国の民間企業、そういったものを巻き込んだトータルの検討が必要になると思います。その点、相手国政府とのネゴも必要になってきますので、日本政府のイニシアチブに私どもは期待するところでございます。

あと一つ加えて言いますと、現在、W T O 及び W C O (世界関税機構)において進められております非特惠原産地規則の調和化作業、つまり、規則をどういうところに置くのかという、全世界的なグローバルな統一基準をつくらうという動きがございますが、こういったことについて私ども注視しておりまして、その結論が出た後に、それに対応した形で何らかの対応を迫られるかなということも考えておりまして、これは今後の課題でございます。

最後に、15 ページに東京商工会議所と大阪商工会議所で実施しているユーザーの利便性向上のための取組みを掲げておりますので、御参照いただきたいと思います。

私の方からは以上でございます。

有富委員 どうもありがとうございました。中条先生、何か。

中条委員 御説明ありがとうございました。実態がよくわかりました。簡単な質問で申し訳ありませんが、なぜ L / C は原産地証明を要求するんですか。

山田部長 銀行決済でどうしてかということですね。もともと銀行が L / C というシステムを利用して貿易に介在するという点については、I C C (国際商業会議所)、これはパリにございますが、これが L / C の制度についての統一基準を定めていまして、U C

P 600 というのがその基準です。大体 10 年ごとに改訂されており、現在では U C P 600 となっています。あわせて標準書式も定められており、その中に原産地証明書が項目として入っております。これが昔からの習慣であるだろうというふうに思われますが、それで銀行は厳密に要求してくる。ただ、銀行によっては、別に決済の条件としては必要ないということで原産地証明書を要求しないというところも全体の 4 分の 1 ぐらいあるということです。

中条委員 後でトラブルに巻き込まれたくないということなんですかね。

赤木所長 東京商工会議所の赤木です。輸入地の銀行は、輸入者からの依頼に基づいて L / C を発行することから、L / C で原産地証明書を要求するのは輸入者が何らかの理由で原産地証明書を求めることによります。申請企業と話をする、輸入者は様々な目的で原産地証明書を使っているようです。申請者が輸出した物を輸入先が転売をする、そしてその転売先が更に転売するといった取引においても、転売先から日本産であるという証明を求めてくるケースもあると伺っています。この場合、日本産はクオリティが高いという評価があるため高く売れるとのこと。他にも、通関上必要であるとか、入札で必要とされるとか、転売先のことを考えて一応証明書を取得しておくといったことすらあります。このように、輸出者が L / C によって原産地証明書を要求された場合、その証明書が何に使われるかがはっきりしないこともあろうかと思えます。

有富委員 では、私から 1 つだけ。全体的に言って、御説明、本当によくわかりました。

ただ、先ほど山田さんから御説明あったように、電子化というところについては、完璧にやろうと思ったら、世界中が同じような仕組みで流れないと意味ないよねというのもよくわかる。それから、企業にとっては、社内システムを変えるために何千万もかかる、そんなことは二重投資になるからやらないよと、これもまあそのとおりだと思うんだけど、実はこここのところは、最近の常識から言うと少し違うのかな。世の中はもうインターネット時代になってきて、肉筆の証明ばかりにこだわる時代じゃなくなってきたんじゃないかと。それは、たしかに窓口まで取りにいけばいいだけの話なのだけれども、簡単な証明はインターネットでアクセスして、画面から申し込んで、場合によってはアウトプットする仕組みをつくる。そんなにお金のかかるものでもないし、逆に商工会議所がおつくりになってダウンロードするような形にすれば、多分トータルでは安くていい仕組みができるのかなと、個人的にふと思ったので、余りノーバットではなくて、ここはやはりもう少し、電子化という流れから考え方が遅れていらっしゃるのではないかなという気持ちでしたということだけ、感想として申し上げておきます。

山田部長 先生のおっしゃるとおりだと思います。企業にとっても商工会議所にとっても、電子化というものがこういう形になれば理想的というのをちょっと申します。企業は、まずインボイスが大事です。これをインプットします。それから、商工会議所に対しては原産地証明。船会社に対しても、保険会社に対しても、相手国税関に対しても書類を作成しなければならない。それぞれインプットしていて大変ですから、一回インプットすると、

すべての書類にそのデータが使えるということにならないと、これは省力化につながらない。同じように商工会議所にとっても、税関にとっても、銀行にとっても、それが使えるというような統一システムができれば、その理想が満足されるということではないかと思えますけれども、今のところは、この世界は若干遅れているかなという感じはします。

有富委員 最後に、そういうことも踏まえて、企業からのいろいろな申請や、あるいはアウトプット資料の配付についても、コストダウンに逆行するというような言い方をされたのは、私はちょっと違うかなと思います。全体的な制度の再構築の設計をきちんと考えてからやれば、やはり電子化を部分的にしても、多分はるかに人件費よりも安くなるのは間違いありませんので、ここは是非、今日は頭へ入れてお帰りいただくことをお願い申し上げて、これで大体時間になりましたので、終了させていただきたいと思えます。

商工会議所の皆さん、短い時間でわざわざ、大阪からもおいでいただいたようでもあります、ありがとうございました。

(商工会議所関係者退室)

有富委員 それでは、時間もないので、第二部に入りたいと思えます。

続きまして経産省の方から、今度は非特惠ではない側の原産地証明について、自己証明も含めて、ご説明よろしく願いいたします。

鈴木室長 経産省原産地証明室の鈴木でございます。今、お手元にパワーポイントの資料をお配りしております。

原産地証明制度というのは我が国でまだ非常に新しいイシューでございまして、実を言うと各省庁間でも意見が異なったりとか、現在、意見を調整している段階のこともございします。私どもとしては、できるだけ私どもの考えを明確に今日は申し上げたいと思っております。まず、日スイス交渉の現状について、その後、証明制度について簡単に御説明申し上げた上で、事前にいただいていた質問に対する回答をさせていただきます。

資料をめくっていただきますと、各EPAの交渉スケジュールの後に、日スイスのEPA交渉の現状ということで書いております。第3回が来週、横浜でございます。年内にもう一度やって、来年の前半ぐらいのタイミングで合意できればという希望を双方で持っているところです。

交渉の概要について申し上げますと、原産地の分野については、スイスはこれまでの交渉の相手国と違って、かなり内容が異なっております。したがって、まずは相手国の制度とか運用の詳細についてきっちり確認をする必要があります。その上で、今後の方向性について、合意できそうなところ、更に検討が必要なところに仕分けをして、現在、懸案の特定をしている段階とお考えいただければよろしいかと思えます。その懸案の中で、大きいイシューの一つになっているのが、この証明方式だと考えていただければと思えます。

証明方式につきまして、その後ろに図を2枚用意しております。この2枚の図を用いて、大まかに3つのパターンについて御説明を申し上げたいと思います。

1つ目のパターンというのは、この1枚目の資料、第三者証明制度でございまして、これは我が国でも現在、採用している仕組みでございまして、輸出者が産品の原産性について、第三者に対して証明をする。発給機関がそれに対して証明書を発給する。これは輸入国の税関で、輸入通関の手続の際に、輸入申告書やインボイスと併せて提出されます。条件が合えば、EPAで合意された税率が適用になるということでございます。この方式は、日本を初めASEAN地域、アジア地域で主流の方式でございまして。

2つ目のパターンで、これが本日のメインになるとは思いますけれども、認定輸出者による自己証明制度という方式でございまして。2枚目のチャートを見ていただきますと、輸出者の中で、コンプライアンスの優れた輸出者を認定して、その方に対しては自己証明ができるとする方法でございまして。自己証明の場合になりますと、輸出者が自らの責任で、例えば一つの例として、インボイスの上に、「これは原産品です」という記述をすとか、いろいろなやり方があるかと思っております。いずれにしてもこれが輸入国の税関に提出されて、通関手続、ここがポイントになるのですけれども、輸入国の税関が有効な原産地証明として認めるかどうかという点がポイントになるとは思います。

この認定輸出者制度で、認定されていない方は、先ほど申し上げた第三者証明を使いますので、第三者証明と認定輸出者による自己証明、この2つの証明方式が併存する形になるということで整理できると思っております。これは主にヨーロッパで主流のパターンになっております。日スイスのEPAも基本的にこの方向で現在、交渉が進んでいると認識しております。

3つ目のパターンは、完全な自己証明という方式がありまして、これは、すべての輸出者に対して自己証明を認める。つまり、2つ目の資料の認定というところがなくなって、すべての輸出者が自己証明できるというパターンです。これはNAFTAとか、そちらの方で採用されている方式でございまして。

幾つか証明方式がございまして、共通するところ、違うところ、それぞれございまして。共通するのは、どの証明方式をとっても、原産地規則そのものに対するコンプライアンスというのは変わらず求められる点です。例えば、非常に手間がかかると言われていたプロセスですが、サプライヤーにさかのぼって原産性の情報を集め、その産品が確かに日本の原産ですよということを証明する手続は、証明方式に関わらず、やはり必要になるという点がございまして。

ただ、証明方式が違ってくるのと、輸出する前、事前に発給機関という第三者から証明を得て出すのか、あるいはそうではなくて、まさに自らの責任で輸出をして、必要があれば輸入国の税関からチェックが入るといふ、ここの差になってくるだろうと思っております。事前チェックなのか事後チェックなのかという、いわば思想の問題なのかもしれません。

勿論、それぞれに得失はございまして、第三者証明であれば発給機関とのやりとりにコ

ストがかかるという点はあるかと思えます。完全な自己証明になりますと、輸入国税関が傾向として厳し目に見る、必要であれば問い合わせるといったのはあると思えますので、それへの対応が十分できるということが必要になると思えます。

証明方式のパターンについては大体、今、申し上げたとおりです。日スイスの交渉について、我が国としてどのようなスタンスで臨んでいるのかという御質問ですが、我が国としては、導入の可能性について積極的に検討するということですが、もう少し申し上げます。現在、日スイス間では第三者証明、認定輸出者による自己証明制度が併存するような形で交渉が進んでいると私は認識をしています。今後とも関係する省庁や業界と調整をしながら交渉を進めていく、これは当然ですけれども、私ども国内の証明制度を所管している立場から申し上げます、今後創設していく認定輸出者制度を具体的にどのように構築していくのか、それを申請者にとってどう利便性の高いものにしていくのか、ということ念頭に置きながら交渉に臨んでおります。

交渉の体制についての御質問でございますけれども、これは通常のEPAの交渉と同じく、主要な4省庁として、外務省はEPA担当の部局、それから国際法の担当部局が参加をしています。財務省は、特に原産地証明に関しては税関当局が関係しています。農水省からはEPA担当、そして経済産業省からは経済連携課と、原産地証明については私ども原産地証明室が関与をいたしております。

自己証明制度の導入について、どのような点が課題になっているのかという御質問をいただいております。原産品であることがきちんと確認できること、そういう制度にするというのが公式な見解でございます。私どもの立場からもあえて申し上げます、交渉の結果を現時点で予断することはできませんが、どのような形で証明制度が合意されるにしても、それに対応した形できちんと国内の制度を整備していくことが非常に重要です。そうでないと、EPAを結んでも実行ができません。したがって、現時点ではあらゆる可能性を想定した上で、必要となる国内の法令の制度であるとか、それと協定との整合性であるとか、あるいは実際の実施体制をどういうふうにつくるのかという点が我々にとっての課題だと認識をしています。

7月にスイスで交渉がありましたが、チューリッヒの税関を視察いたしまして、現地での制度の実施状況について情報収集しました。予想以上に多くの情報収集をする一方で、中には税関職員の裁量によるところもあるという運用で、我が国ではより透明性を持った形で制度設計をすべきなのではないかと思っております。

私どもは、8月に、産業界の方も交えて、商工会議所の方も交えて検討会を発足しましたので、そのような場でも御意見を伺いながら制度を設計していきたいと考えております。

スイスの他に、いろいろな国がEPAの交渉対象となっております。証明方式については、相手国のある話でもございますし、私どもの国内の実施体制、それから関係者のコンセンサスを得るといった作業もございますので、そういうことを主体的にリードするような形で取り組んでいければと思っております。

とりあえず私の方からは以上でございます。

有富委員 ありがとうございます。中条先生、何か。

中条委員 本音ベースでできればお答えいただくとありがたいんですが、大変単純な質問で申し訳ないんですけども、自己証明制度について反対をしている人はいるんですか。

鈴木室長 反対というか懸念されている方はいらっしゃいます。

中条委員 それはどういう理由からですか。

鈴木室長 主にそれは輸入サイドの方々になるだろうと思います。。例えば日本から輸出する場合であれば、スイス側が輸入する際に、輸入通関をするわけです。原産地証明というのはEPAの対象となるかならないかという話でございますので、その真正性は本当に確保されているのかということを入力税関当局は気にされます。気にされるというのは、例えば迂回輸入などの危険性を気にされているのもあると思います。それから、実際に真正性があるのかという場合には、輸出国に対して問い合わせをする検認というプロセスが協定上には規定されていますが、これを相当な頻度でやる必要というか、可能性が出てくるかもしれない。したがって、実施する体制上の問題点もあるのかと思います。これは主に輸入国の税関当局の話です。

それから、そもそも原産地規則というのは、本来、EPAの対象となる範囲を区切るものであって、ニュートラルであるべきものだろうと思いますが、最近はかなりマーケット・アクセスを制限する道具にも使われつつあるということが正直言ってあります。つまり、原産地規則をかなり厳しくして、実質的に輸入を絞ろうというような傾向も正直言ってございます。同様に、証明方式についても、マーケットアクセスと関連するような見方があるのかと思います。

自己証明制度と第三者証明制度を比較した際に、全体としては検認がきちんと行っている限りは、迂回防止はできるのでしょうけれども、中には輸出側の証明がしっかりしていないような形でたくさん輸入されてくるということに対して、それを気にされる方もいらっしゃるだろうと思います。したがって、輸出サイドと輸入サイドの見方の差だろうと思います。

中条委員 スイス側はどのようなスタンスなんですか。

鈴木室長 端的に申し上げれば、「スイス側では、自己証明を使った形で原産性の証明をしています、それを日本側でも受け入れてほしい。」ということです。

有富委員 2パターンですか。

鈴木室長 今、2パターンで話が進んでいるところです。勿論まだ確定はしていません。

中条委員 そうすると、要するに、今のコンテキストから言うと、日本の輸入の方が難色を示しているということですか。懸念としては。

鈴木室長 日スイスについてはある程度、全体的な方向性が見えてきているので、あとは国内法との関係とか、これまでのEPAではなじみのない論点もありますので、そうい

う個別論にだんだん落ちてきている段階だと思います。ただ、相手国がまた別のところになると、また別の話が出てくると思います。

中条委員 そうだと思いますけれども、とりあえずはまずはスイスが当面の話になるし、これがひな型になる可能性もあるわけだし、基本的に先進国が相手のときは自己証明でいくという形ができないと、今後、いろいろと問題というか、これがネックになっていくということになると思います。このため、是非そこは頑張ってもらいたいということなんです。

この自己証明に関連致しまして、第三者証明と自己証明でどう違うんですかという、これもまた単純な質問をさせていただきたいんです。つまり、第三者が御本人よりもきちんと証明ができるという前提がないといけないわけですね。

有富委員 認定の問題ですね。

中条委員 認定の問題ですね。要するに、第三者証明を取るときに、第三者が全部それを実際に原産地がそこであってということを見に行くわけではないです。調査しに行くわけではない。そうすると、うそをつかない限りにおいては、どちらも同じですね。自己証明であろうが、第三者証明であろうがということになります。そうすると、あとは提出された書類を第三者が見て、多分大丈夫だろうということにしかすぎないですね。

鈴木室長 おっしゃるとおりで、EPAで原産性を立証する責任というのは、基本的には輸出者にあります。第三者証明方式で合意した場合には、原産性を一度発給機関に対して示して、証明書をもろうという手順が入っているだけであって、基本的に拳証責任は輸出者にあるというところは変わりません。なので、第三者証明でいちいち発給機関に行かなくてはいけないのはどういうことだという御批判もありますが、それはむしろ輸入側が、やはりそういう証明書が必要だと主張して合意をされたということでございます。

田中課長 ただ、これは相手国によっていろいろ判断が違い得ると思います。今の段階では勿論スイスについてこうだということであって、どれだけいろんなものが遵守をされているのかというのは、国によって法秩序の状況が全く違います。それから、当然、第三者がどこかにきちんと書類とか記録があるかないかということを輸出前に確認するのか、検認等が発生した際に事後的に対応するかでは対応の易しさが全く違ってくるということでもありますので、第三者証明制度と自己輸出者制度が全く同じかということ、そこはそうではないとは思いますが。

中条委員 韓国とアメリカが基本的に輸出者の方ではなくて輸入者の方で自己証明をやっていいよと、そこまでいった理由はどういう点にあるんでしょうか。

鈴木室長 輸入者が証明主体になるという形式も、アメリカが結んでいるFTAで度々見られる形式だろうと思います。韓国も自己証明をやっているところです。どのようなやりとり、経緯があったのかというのは承知しておりませんが、結果的にそういう合意がなされたということであれば、そういうことができる国内的な基盤も整っていたのだろうと思いますし、関係者の了解も得られたのだと思います。

中条委員 国内的な基盤というのは多分、関税等々の関係のところは恐らくどこも同じような考え方をするんだろうけれども、それでも、関税の取りっぱぐれだとか、そういう話よりも全体の貿易の方が重要であると、そういう考え方があったとか、そういうことなんでしょうか。それとも、反対者はすごく多かったけれども、無理やりやってしまったとか、アメリカの圧力があったとか、要するに我々が今後、考えていくときに、説得をしていく上で、ここはこういう形を取ったから、だから、こういういいことがあったんですよという言い方をしていくことが必要になってくると思うんです。

鈴木室長 輸出側と輸入側のせめぎ合いの議論というのは当然、その過程でなされたのだろうと思います。この点については、私どもは輸出側ということですけども、輸入側にもいろいろおっしゃりたいことはあるだろうと思いますし、そこは私どももきちんと議論をしてみたいと思っています。

有富委員 それに関連して、先ほど8月に検討会をおつくりになったとおっしゃっていますけれども、そのこの産業界というのは勿論両方、輸出、輸入側の産業界の代表が入っているというイメージですか。

鈴木室長 とりあえず、原産地証明の証明制度の改善に向けた形での検討会でございます。その観点からは、実際に原産地証明を利用されている方々がメインになっております。

有富委員 どちらかというとなら輸出ということですね。

鈴木室長 はい。

有富委員 そこでは3番の件についても、当面、相手国は今のところ出てこないとしても、検討されているというふうに考えてもいいということですか。

鈴木室長 3番というと、完全な自己証明ということですか。

有富委員 はい。

鈴木室長 正直申し上げますと、8月に第1回の検討会をやったところですので、具体的な議論というのはまだしておりません。むしろこれから制度を構築してまいりますので、今後はこのような場で意見を承りたいと思っています。

有富委員 そういうところまで少し包含するというイメージを事務局としてはお持ちになっているというぐらいの感じですか。

鈴木室長 まずは御要望があると思いますので、それを伺うということになると思います。

有富委員 はい、わかりました。いい時間になりましたけれども、何かありますか。

中条委員 是非頑張ってくださいなと思います。

有富委員 細かいことですけども、もう一つ。EPA行程表というのは経済財政諮問会議の今年の骨太の方針から持ってきたものなただけけれども、ここでは自己証明の話になりそうなところは、スイス以外にないと考えていいのですか。そんなことはないですか。

鈴木室長 ないです。

田中課長 今のところはまだ明確に出てきていません。現在EPAの交渉を行っている国の中では、豪州が既に自己証明制度を導入しています。

有富委員 どこか別の国とやったことがあると。

田中課長 アメリカとの協定で導入しています。その他の国は、政府認証等の第三者認証制度を原則としている国ばかりです。

有富委員 わかりました。ありがとうございました。では、いいですか。

中条委員 はい。

有富委員 是非、我々もご意見させていただいて、進めていきたいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。